

# 畦畔除去による区画拡大を支援します！

担い手による農地の集積・集約を促進するために、畦畔除去に協力していただいた農地の所有者に補助金を交付します。

## 【事業例】

水田が狭く、作業効率が悪い！  
畦畔の草刈が大変！

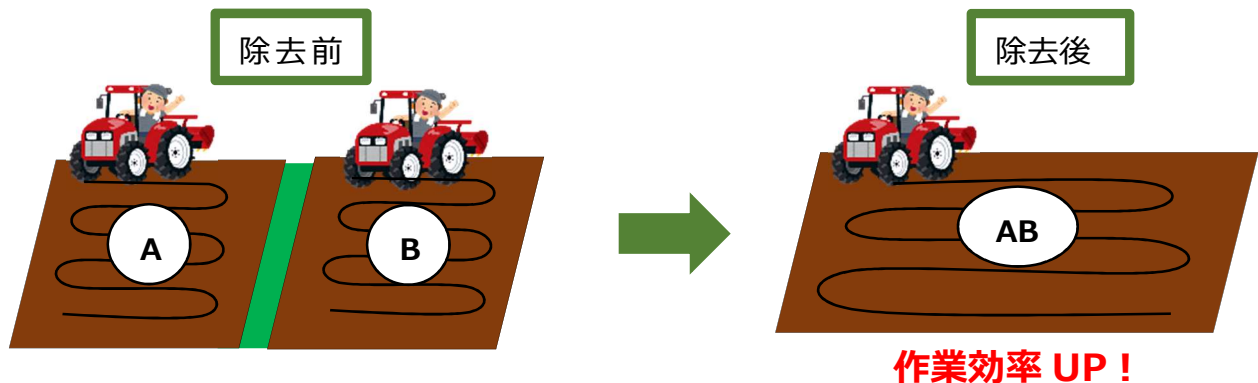
畦畔を取り除くと 15a⇒30a の水田に

※除去後の1区画の面積が概ね30a以上となるものが補助対象です。ただし、認定農業者等が耕作している場合は面積の制限はありません。

### 畦畔除去による区画拡大

#### ○補助額

- ・ A 所有者 3万円
- ・ B 所有者 3万円



補助対象事業	複数の農地間を区切る畦畔の除去
補助対象者	豊田市に農地を所有する土地所有者
補助内容	畦畔除去による農地の一体利用への協力金
補助額	畦畔 1 本につきその畦畔に直接接する <b>農地の土地所有者 1 名あたり 3 万円</b> ※共有名義の場合は代表者 1 名に補助金を交付します。

【問合せ】

豊田市役所 農政企画課 農政担当

電話：0565-34-6640 FAX：0565-33-8149

Email：nousei@city.toyota.aichi.jp